



企業の競争力強化のために取組むDX

確実なDX推進には

DX認定制度の活用が必然

トライエム株式会社



1. DX推進における課題
2. DX認定制度とは
3. DX認定制度を活用したDXの進め方
4. トライアングルDXとは
5. 「トライアングルDX」活用のすすめ
6. DX認定取得のサポートはお任せください

1. DX推進における課題 ～ 経産省が日本企業のDXに本気の理由 ～



DXに取り組まない企業は衰退する！？ 経産省も本気の制度設計で企業の取組みを後押し

DXは国策！（令和の日本列島改造▶DXによる地方創生）

経済産業省におけるDXの定義

“企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること”

出典：経済産業省/デジタルガバナンス・コード3.0 ～DX経営による企業価値向上に向けて～

DXの真の目的は、企業の（データとデジタル技術を活用した）ビジネスモデル変革による競争力強化

「カイゼン」との違い

- 「カイゼン」を積み上げることによる生産性向上には、時間がかかるし、限界がある
- 「カイゼン」の積み重ねを超えたイノベーションにより、本質的なビジネス変革が必要
- データとデジタルの力で「カイゼン」を抜本的に進化させるのが「DX」**

DX導入の問題点

- 目的の誤解
デジタル化が目的になってしまう（手段の目的化）
- リーダーシップ不足
トップがコミットしていない（必要な仕組みや資源がそろわない）
- IT部門への丸投げ
基盤システムの改良が進まない

➡ **DXでどんな価値を生み出すか、リーダーがビジョンを示す**

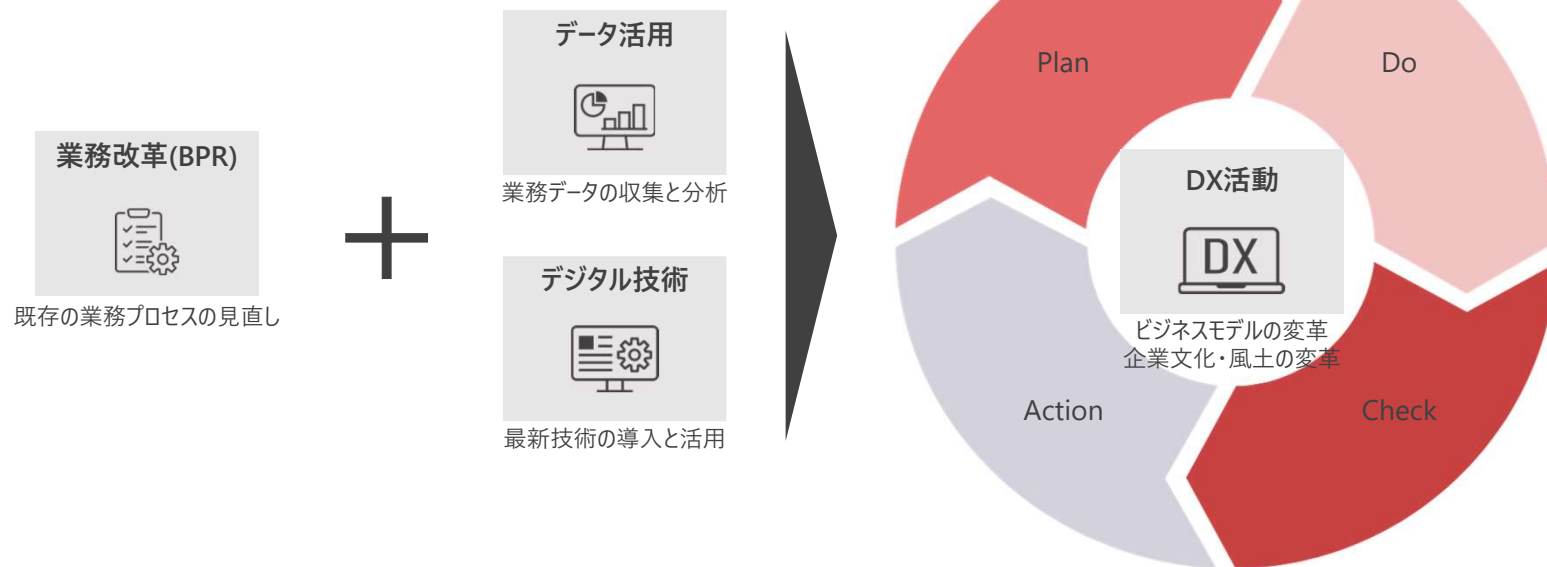
1. DX推進における課題 ～ DXに取り組むことの必然性 ～

DXへの取り組みは生き残りをかけた企業にとっての必然！ 成就するには取り組む道筋を整えること

BPR（業務改革）に、データとデジタル技術活用を組み込むとDX活動になる

従来、業務改革（BPR）活動とIT化活動を同時並行で進めるBPR/IT活動（プロジェクト）が進められてきた。それを深化させた活動がDXである。

特に、BPRのプロセスにおいてデータとデジタル技術を積極的に活用し、その目的を単なる効率化から「新たな価値創造」や「ビジネスモデル変革」にまで高めることで、それはDX活動そのものとなる。



1. DX推進における課題 ～ DX推進に取り組むメリット ～



DX推進活動を実施することで、企業の競争力強化の基盤を醸成することにつながります



競争力強化

データ・デジタル技術を活用したビジネス変革により、顧客価値と収益が向上する。



生産性向上と人材確保

DX推進は、生産性向上、従業員エンゲージメント向上、創造的人材育成をもたらし、優秀な人材獲得と人的資本経営の実現につながる。



セキュリティリスク管理

DX推進の前提となるサイバーセキュリティ対策は必須投資と捉え、リスク評価と対策の実施により、企業活動におけるコストや損失を最小化できる。



データ連携と信頼性向上

企業や組織を横断するデータ連携で付加価値を高め、データガバナンス（法令遵守と適切なデータ保護・管理）を徹底することで、取引先からの信頼が向上する。

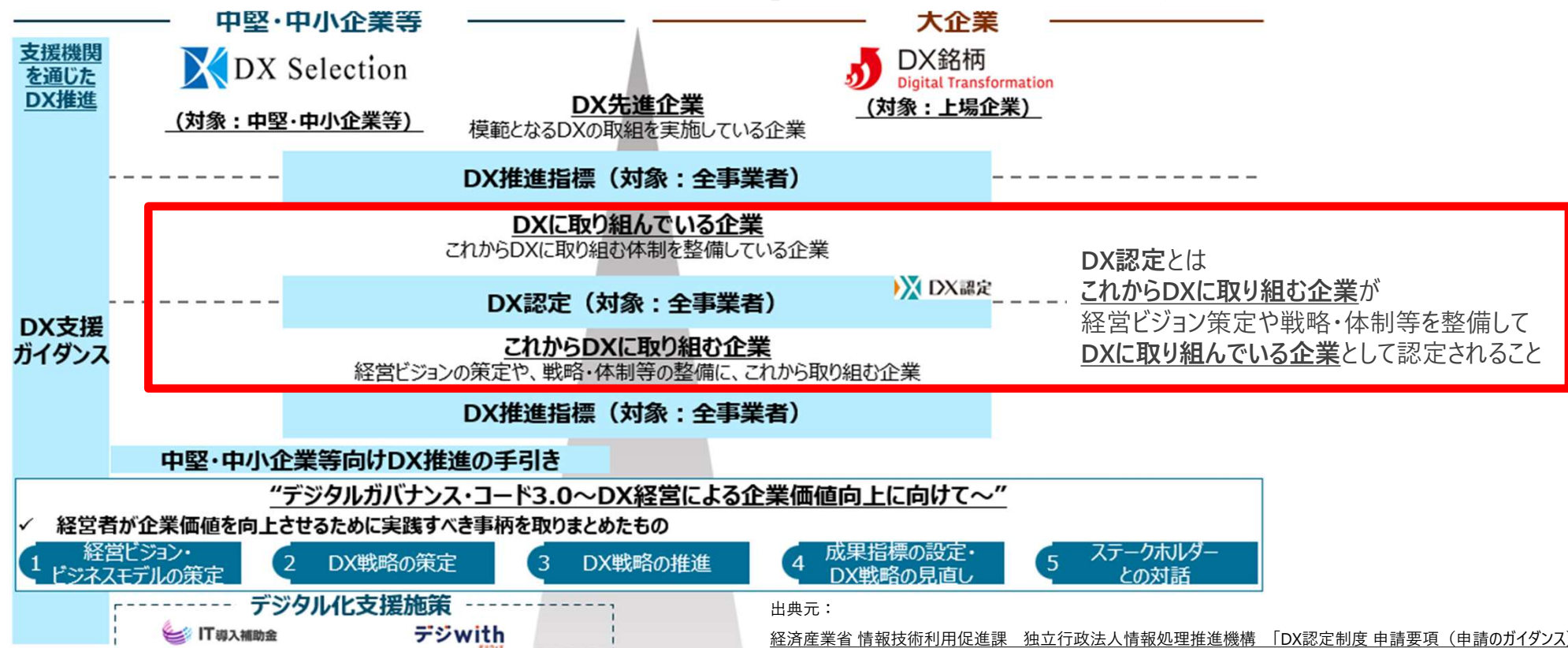
2. DX認定制度とは ～ DX認定制度の位置づけ ～



「DX認定」とは、DXへの取組みを進める体制を整えられた企業に与えられる称号です

産業界のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進施策について

経済産業省では、産業界のDX推進に向けて、「デジタルガバナンス・コード」に沿った様々な施策を展開しています。



出典元：

経済産業省 情報技術利用促進課 独立行政法人情報処理推進機構 「DX認定制度 申請要項（申請のガイダンス）」

2. DX認定制度とは ～ DX認定の申請について ～



経産省の本気の証「DX認定制度」 申請するには認定要件を満たすことの証明が必要です



申請対象

- 全ての事業者（法人と個人事業者）
※法人は、公益法人等も含む



認定要件

- 「認定基準」を満たしていること
※認定基準の詳細は巻末の「補足」参照



申請期間

- 通年で申請可能
- 一年間を通していつでも申請が可能



申請方法

- Webサイトからの申請
※“GビズID”の事前取得が必要



費用

- 申請手続きや認定維持における費用の発生なし

認定を取得した事業者は、IPAのウェブサイト上で公表されます

<https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top>

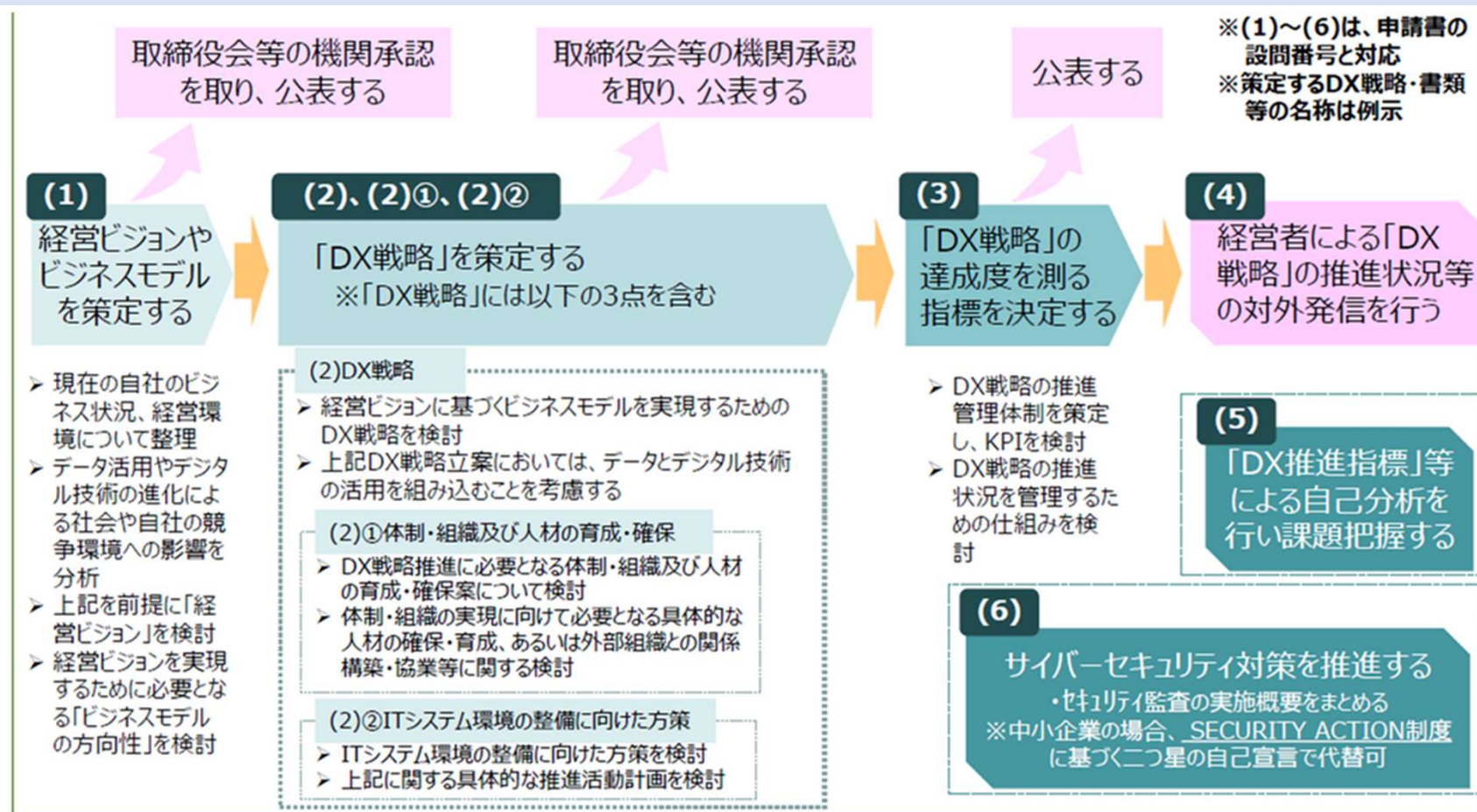
- 提出された申請書（新規・更新・変更）についても、IPAのウェブサイトにおいて公表されます。
- 申請書以外の提出資料については、非公表となります。

※ 事務局とのやり取りは何度もあり、細かいところまでも指摘されて、何度も修正が必要となります。

2. DX認定制度とは ～ 申請に向けた準備（DX認定要件を充足するプロセスイメージ）～



DX認定要件を充足するには、DXに取り組む意思表示と体制整備の公表が求められます



2. DX認定制度とは ～ DX認定取得によるメリットの活用 ～



最大のメリットはDXで企業の競争力強化を実現する体制が整い、社員の意識改革も同時にできること

自己診断の機会

DX認定取得の過程で、自社を自己診断し、DX推進における課題を把握することができる。

企業イメージの向上

DXに積極的に取り組んでいる企業として、社会的信用や企業価値、ブランドイメージの向上が期待できる。

経済的支援

人材育成のための訓練に対する支援措置を受けることができる。低利融資など、様々な支援を受けることができる。

【 DX認定事業者が活用できる各種支援措置 】

支援措置1：DX認定制度ロゴマークの使用

「自社がDXに取り組んでいる企業」であることを社内外に向けてPRするためのロゴマークを使用できます



支援措置2：中小企業を対象とした金融支援措置

日本政策金融公庫による金利優遇や中小企業信用保険法の特例が受けられます

支援措置3：人材育成のための訓練に対する支援措置

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）が受けられます

支援措置4：DX銘柄及びDXセレクションへの応募が可能

DX銘柄の選定対象として、DX認定の取得が必須となります（上場企業）

DX認定を取得することで、DXセレクションへの自薦での応募が可能となります（中堅・中小企業等）

支援措置5：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の加点項目

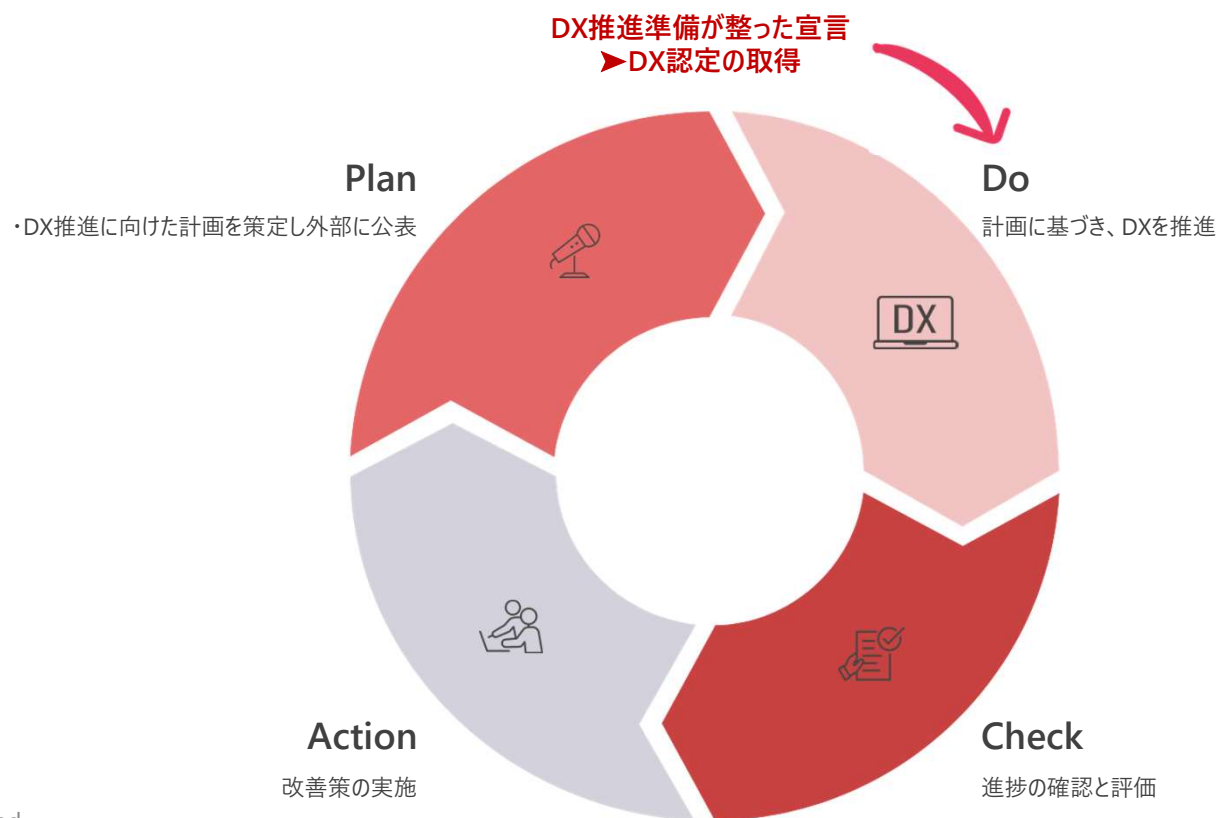
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を申請した際に、加点対象となります

3. DX認定制度を活用したDXの進め方 ～ DX推進活動（PDCAサイクル）とDX認定取得の位置づけ ～



「DX認定取得をトリガーにPDCAを回す」、その仕組みを社内で作ることによってDXへの取り組みが加速します

DX推進はPDCAサイクルが基本です。DX認定の取得は、最初の計画（Plan）を策定し、公表することでDX推進の準備が整ったと宣言するものであり、これにより認定事業者はビジネスを変革する準備ができた企業と見なされます。



4. トライアングルDXとは ～ DX能力成熟度モデル ～



「DX能力成熟度モデル」によるアセスメントでDXの進捗を可視化してPDCA活動を支援します

◆ DX能力成熟度モデルは、＜DX推進の枠組み に関する定性指標＞ ＜ITシステム構築の枠組み に関する定性指標＞ ＜DX推進、ITシステム 構築の取組状況 に関する定量指標＞ の3つのDX推進指標で構成される評価モデルです

◆ 自社の現在の成熟度レベルと目標値を設定することで、DXロードマップを描く指針として活用します



＜評価項目「ビジョン」の成熟度レベル（例）＞

成熟度					
レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
未着手 （経営者は無関心か、関心があっても具体的な取組に至っていない）	一部での散発的实施 （全社戦略が明確でない中、部門単位での試行・実施に留まっている）	一部での戦略的实施 （全社戦略に基づく一部の部門での推進）	全社戦略に基づく部門横断的推進	全社戦略に基づく持続的実施 （定量的な指標等による持続的な実施）	グローバル市場におけるデジタル企業 （デジタル企業として、グローバル競争を勝ち抜くことのできるレベル）
ビジョンが提示されていない。	ビジョンは提示されているが、現場の取組はビジョンに紐づいて行われているとは言えない。	ビジョンが明確に提示され、一部の部門での取組がビジョンに整合的に進められている。	ビジョンが明確に提示され、全社での取組がビジョンに整合的に進められている。	ビジョンが明確に提示され、全社での取組が、ビジョンの達成度合いで評価するモニタリングの仕組みにより、持続的に進められている。	ビジョンがグローバル競争を勝ち抜くことができるものとなっており、全社での取組が、グローバル競争で勝ち抜くとの認識の共有の下に、持続的に進められている。

「DX推進指標」とそのガイダンス.pdf > 6「DX推進指標」本体参照

◆ 「DX能力成熟度モデル」を活用したPDCAのフレームワークが **TRIANGLEDX**（トライアングルDX）

4. トライアングルDXとは ～ サービス概要 ～



トライアングルDXが「DX認定取得をトリガーにPDCAを回す」仕組みづくりを支援します

現状把握と戦略策定支援

- DX戦略策定
- 現状分析
- 課題抽出
- ロードマップ作成
- 定期的アセスメントでDXの進捗管理

DX認定取得支援

- 認定要件の充足度評価
- 準備作業の明確化
- 認定事業者による実践的な書類作成サポート
- 中小企業向けのサイバーセキュリティ対策支援

DX推進実行支援

- DX施策の提案・計画から実施まで支援
- AI技術を併用した業務改善策の提案

【トライアングルDXの強み】

■ DX認定取得を伴走支援

書類作成～審査対応、認定取得まで
DX認定申請経験者が親身にサポート

■ DX推進を包括的に支援

アセスメントから对外情報発信を含む準備
作業、DX推進の仕組みづくりまで支援

■ DXの本質理解を促進

DXが競争力強化の為のビジネスモデル
変革であるとの共通認識形成を支援

4. トライアングルDXとは ～ サポートプラン ～



お客様のDX認定要件充足度合いに応じて、必要十分な支援をご提案します

DX認定申請前に必要な準備作業のボリューム次第でスケジュールが決まる

- ・DXへの取組みが既に始まっており、公表すべき情報を自社サイトで発信している場合（準備が整っている）
- ・DXへの取組みを一から始めようとしている場合（準備を整えるところから）

DXへの取組み段階に応じて

A

DX認定「申請」サポートプラン | 4か月

- ・DX認定要件充足済の企業向け
- ・アセスメント/DX認定要件充足確認/申請書作成支援/認定取得支援



B

DX認定「準備・申請」サポートプラン | 6か月

- ・DX認定要件未充足の企業向け
- ・アセスメント/DX認定要件充足準備支援/申請書作成支援/認定取得支援



C

DX認定「準備・申請・定着」サポートプラン | 8か月

- ・DXロードマップから作成する企業向け
- ・アセスメント/DX認定要件充足準備支援/申請書作成支援/認定取得支援
/DXロードマップ作成支援/定着化(仕組みづくり)支援



5. トライアングルDX活用のすすめ ～ DX認定取得の進め方（スケジュールの例） ～



トライアングルDXがアセスメントから申請前準備を含む認定取得の計画立案と実行を支援します



※ Step0～Step4の詳細についてはAPPENDIXを参照ください

6. DX認定取得のサポートはお任せください ～ DXのゴールとDX認定取得 ～



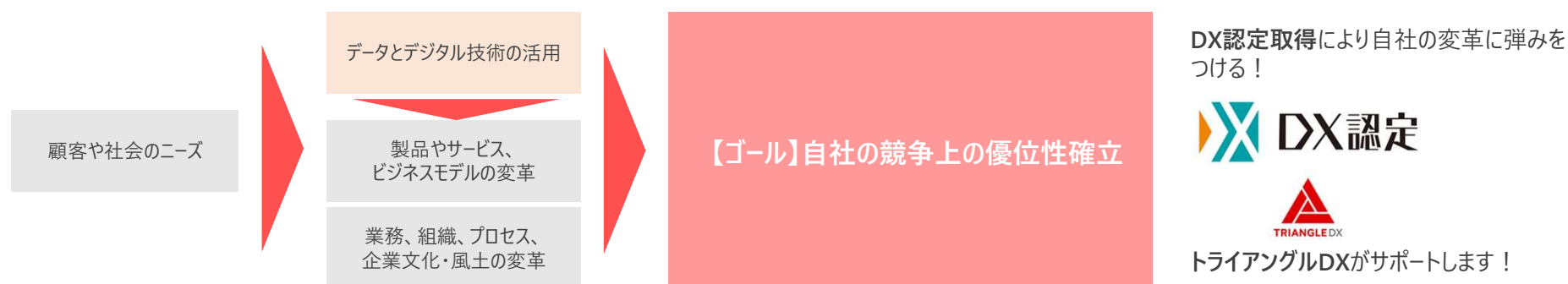
DXの目的は企業の競争力強化！ トライアングルDXがゴール到達を強力にアシストします！

経済産業省におけるDXの定義

“企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること”

出典：経済産業省/デジタルガバナンス・コード3.0 ～DX経営による企業価値向上に向けて～

トライエムが考える企業にとってのDXの【ゴール】と【DX認定】の位置づけ



6. DX認定取得のサポートはお任せください ～ トライアングルDX導入の流れ ～



まずは、「お問い合わせフォーム」よりご相談ください。無料相談の日程をご連絡します。
貴社のご要望をうかがった上で、最適なプランをご提案します。



無料相談のご予約

お問い合わせフォーム より
お問い合わせください。

お打合せ

オンラインでのお打合せで
貴社のご状況・ご要望を
うかがいます。

プラン・御見積の ご提案

貴社のご状況・ご要望
にあわせて最適なプランを
ご提案します。

契約締結・サービス 提供開始

契約締結後すぐに支援が
始まります

DX認定取得をご検討中の企業様へ、まずはお気軽にご相談ください。 [お問い合わせはこちら](#)



APPENDIX

5. 「トライアングルDX」活用のすすめ ～ DX認定取得の進め方：Step0 アセスメント・計画立案 ～



アセスメント

「DX推進指標による自己診断票」で自社の現在地を確認し、目標を設定

「DX推進指標自己診断フォーマットver2.4」の定性指標に関する現在と3年後の成熟度レベルを自己評価する
※任意記入項目の「判断根拠」と「アクション」についても記入しておく、今後のDX推進に有効

計画立案

「申請のガイダンス」で認定要件との適合性を確認し、準備作業を明確化

- ・申請に必要な手順をまとめた「DX認定制度 申請要項（申請のガイダンス）」を確認
👉「申請要項（申請のガイダンス）」第3版：令和6年9月19日 経産省 情報技術利用促進課/独立行政法人 IPA
- ・申請書(1)～(6)の設問ごとに、デジタルガバナンスコードに定められた要件を満たすために必要な準備作業を洗い出す
※「公表」するための自社HPの構築、取締役会の運営（開催）等も必要に応じて計画に組み込む

5. 「トライアングルDX」活用のすすめ ～ DX認定取得の進め方： Step1 申請前準備 ～



STEP0で洗い出した申請前準備作業を実施する

設問(1)～(6)ごとに必要となる準備作業と取締役会での承認、HPでの公表などの共通作業を並行して実施



経営ビジョン・ビジネスモデル策定

デジタル技術の影響認識を踏まえた経営ビジョンとビジネスモデルを作成する。



DX戦略策定

ビジョンとビジネスモデルを実現するためのDX戦略を策定する。



取締役会での承認

草稿を協議し、公開文書として承認を得る。



HPでの公開

承認された文書をホームページに掲載する。

支援Point

- 生成AIを活用した公開情報文案のSampleを提供
- 「DX推進指標自己診断フォーマット」の「DX推進の取組み状況（定量指標）」を提供
- 同業他社の公開されたDX認定申請書を提供
- IPAに自己診断結果を提出することでベンチマークデータ入手、他社と比較したDX達成度評価に役立てる
- 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録を活用した二つ星宣言の進め方

5. 「トライアングルDX」活用のすすめ ～ DX認定取得の進め方： Step2 申請書類作成 ～



設問ごとに認定申請書類を作成する

設問(1)～(6)ごとに「申請のガイダンス」を参照し、以下の記入手順で申請書類を作成

- 1 記入要領の確認
- 2 設問に対応するデジタルガバナンス・コードの確認
- 3 申請チェックシートへ記入（申請時に添付要）、その内容を踏まえて認定申請書へ記入
- 4 添付資料の確認

確認 Point

- DXの取組みを自分事（自社の改革につなげる活動として）取り組んでいること、それを公表していること

支援 Point

- 同業他社の公開されたDX認定申請書を提供

申請シートおよびDX認定申請書の記入要領と提出手続きの詳細

申請シートおよびDX認定申請書の記入要領と提出手続きの詳細については、「DX認定制度 申請要項（申請のガイダンス）」の3章と4章を参照

● [DX認定制度 申請要項（申請のガイダンス）](#)



「申請書類記入ガイド」および「よくある不備と対処法」を確認、申請書類提出前にこれらガイドを参照した第三者レビューは必須

- ・[DX認定制度 申請に役立つ補助資料](#)
- ・[DX認定制度 新規申請 認定申請書記入例\(PDF:1.5 MB\)](#)
- ・[DX認定制度 認定基準に対する回答内容の「よくある不備」と「対処方法」\(PDF:1.2 MB\)](#)

5. 「トライアングルDX」活用のすすめ ～ DX認定取得の進め方： Step3 申請～認定取得 ～



書類の提出

【DX推進ポータル】にアクセスして申請書類を提出する

[申請Webサイト](#)に“GビズID”でログインし、「DX認定制度」から申請書類を提出する。
※事前に【DX推進ポータル】を利用するための“GビズID”の取得が必要

事務局対応

審査期間中の事務局対応

GビズIDのアカウントIDであるメールアドレスへ、事務局より連絡（申請内容の不備の指摘、不明点に関する問い合わせ）があった場合に対応が必要。
※申請後の連絡先追加が可能

結果の受領

認定結果の受領

認定手続きが完了すると、事務局から認定通知メールが届き、IPAサイトの「認定事業者一覧」に掲載される。

[掲載先] DXポータル > [DX認定制度認定事業者一覧](#)

支援 Point

- 不備指摘があった場合は、迅速に対応案を提示、協議の上合意した対応策の実施、再申請を支援

5. 「トライアングルDX」活用のすすめ ～ DX認定取得の進め方： Step4 認定取得後 ～



ロードマップ作成

DXロードマップの作成

DXに取り組む準備の整った「DX認定取得」を起点とする企業の変革ロードマップを作成する。

※Step0のアセスメントとStep1設問(5)で取り組んだ「DX推進指標による自己診断」の結果から、自社のあるべき姿とそこに至るために何をする必要があるか（課題）を洗い出し、課題解決策をロードマップに落とし込む。

仕組みづくり

DX活動定着化の為の仕組みづくり

作成したロードマップに沿って、変革を進めるDX活動を定着化するための仕組みを策定する。

例）四半期に一度「DX指標による自己診断」で自社のDXレベルを定点観測し、進捗・課題を把握・公表する。

（IPA提供のベンチマークデータで他社との比較分析を行うことも有効）



- DX認定の有効期間は2年間

失効すると、DX認定ロゴマークの使用不可
（2年ごとの更新申請を忘れずに！）



- DX認定は「DX取り組み準備OK」というスタートライン

DX推進を継続する仕組みづくりが肝心
（モニタリングでPDCAサイクルを回す！）



- DX認定取得のその先へ
～「DX Selection」「DX銘柄」への道

DXのゴールに向かい着実に取り組みを推進することで、「DX先進企業」に進化

トライエム株式会社

お問合せ先: info@tri-m.jp

<https://tri-m.jp/>